## 【仮訳】

# フィリピン共和国保健省と日本国厚生労働省との 医療・保健分野での協力に関する覚書

本書面を以て以下を証する:

本協力覚書は、東京において2015年6月4日に作成され実施された:

日本国厚生労働省は、フィリピン共和国保健省と(以下まとめて「当事者」という);

**当事者は、**協力を促進し、二国間に存在する友好関係を強化することを望み;

**当事者は、**両国の相互互恵の原則に基づき、医療・保健に関連した事項についての協力・協調を提唱する必要を認識し:

ここに、当事者は、以下の認識に至った:

# 第1節

#### 目的

本覚書 (MOC) の内容及びそれぞれの法律、規制、基準及び国家政策に則り、当事者は、医療・保健についての協力・協調を強化、促進、発展させる。

この覚書は、保健の分野における双方間の今後の協力機会を探求する双方の意図を表明するものにすぎず、双方にいかなる権利又は義務を創設するものではない。

#### 第2節

#### 協力分野

当事者は、以下の分野において協力を強化する機会を探求する:

- 1. 社会保障制度:フィリピン健康保険会社等への公的保険制度における日本 の経験の共有を通じたUHCの実現
- 2. 公的病院の管理:独立行政法人制度を含む日本式の公的病院の管理のノウハウの移転
- 3. 先進的な医療: 先進的な医療技術、医薬品、医療機器の導入
- 4. 災害への備え:災害への備えと対応における日本の経験の共有
- 5. 人材育成:医師や公的医療従事者への研修プログラム

## 第3節

#### 実行

当事者は、情報、経験および双方当事者がまとめた健康に関する活動を含むベストプラクティス、保健人材の交換、協力分野に関連した活動に則した共同作業プログラム、といった活動を含むアクションプランを作成し、決定するように努める。各当事者は、共同活動の実施の調整及び促進、自国における協力活動・プログラムの進捗の観察に責任を持つ。

#### 第4節

### 不一致の解決

本覚書のいかなる内容に関する解釈あるいは適用に関する当事者間の不一致は、当事者間の相互協議あるいは交渉により友好的に解決される。

#### 第5節

#### 停止

国家安全保障、国家財産、公共の秩序あるいは公衆衛生を理由に、各当事者は本覚書の全体あるいは一部の実施について、暫時停止する権利を保持する。停止は、一報の当事者が停止の通知を他方当事者から受け取ったのち即時に開始となる。

## 第6節

# 有効日、継続、及び終了

本協力覚書は、有効性に関する国内の要求が満たされ、双方当事者により外交チャネルを通じて書面による通知が出された後開始となる。

本協力覚書の文言に対するいかなる変更あるいは改定も、当事者の同意を伴った書面で行われる。それら変更あるいは改定は、有効性についての規定に従い開始となる。

本協力覚書は5年間継続し、いずれか一方の当事者が他方の当事者に外交チャネルを通じて5年間の期間の6ヶ月前までに書面で終了を通知しない限り、自動的に同じ期間更新しうる。

2015年6月4日、東京において、法的拘束力を持たない文書として、英語で署名された。

日本国厚生労働省のために

フィリピン共和国保健省のために